入札時に提出する陳述書について

（お知らせ）

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法６５条の２、民事執行規則３８条７項、３１条の２）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室でお受け取りいただくか、ＢＩＴ（https://www.bit.courts.go.jp/）のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室（０７９－２８１－３５０５）までお問い合わせください。

令和　7年（ケ）第１０００２号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１７日
神戸地方裁判所姫路支部競売係
裁判所書記官　平　尾　良　子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　３日から 令和　８年１２月１０日まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１６日　午前１０時００分 神戸地方裁判所姫路支部売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月１３日　午後　１時００分 神戸地方裁判所姫路支部競売係
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１７日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和６年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 520, 000 1, 216, 000	一括	304, 000	30, 811	0
1	750, 000				
2	770, 000				
備考	売却基準価額は、民事執行規則３０条の３により定められている。				

令和　７年（ケ）第１０００２号

物　件　目　録

１　所　　在　　たつの市龍野町中井字西垣内

地　　番　　１５１番

地　　目　　宅地

地　　積　　３０４．１３平方メートル

共有者　Ａ　持分８分の１
共有者　Ｂ　持分８分の７

２　所　　在　　たつの市龍野町中井字西垣内１５１番地

家屋　番号　　１５１番の１

種　　類　　居宅

構　　造　　木造瓦葺２階建

床　面　積　　１階　　１１７．９４平方メートル
２階　　４６．８４平方メートル

共有者　Ａ　持分８分の１
共有者　Ｂ　持分８分の７

令和　7年（ケ）第１０００２号

物　件　明　細　書

令和　7年　5月２７日
神戸地方裁判所姫路支部競売係
裁判所書記官　平　尾　良　子

1　不動産の表示
【物件番号１、２】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号１、２】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号２】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
【物件番号１】
隣地との境界が不明確である。
本件土地上に現存しない建物（家屋番号１６番）の登記が存在する。

《　注　　意　　書　》

1　本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ

ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5　各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　7年（ケ）第１０００２号

物　件　目　録

１　所　　在　　たつの市龍野町中井字西垣内

　　地　　番　　１５１番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３０４．１３平方メートル

　　共有者　Ａ　持分８分の１
　　共有者　Ｂ　持分８分の７

２　所　　在　　たつの市龍野町中井字西垣内１５１番地

　　家屋　番号　　１５１番の１

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　　１１７．９４平方メートル
　　２階　　４６．８４平方メートル

　　共有者　Ａ　持分８分の１
　　共有者　Ｂ　持分８分の７

令和７年(ケ)第１００００２号
令和７年　３月２４日受理
令和７年　４月３０日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所姫路支部
執行官　吉　田　誠　之

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　７年（ケ）第１０００２号

物　件　目　録

１　所　　在　　たつの市龍野町中井字西垣内

　　地　　番　　１５１番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３０４．１３平方メートル

　　共有者　Ａ　持分８分の１
　　共有者　Ｂ　持分８分の７

２　所　　在　　たつの市龍野町中井字西垣内１５１番地

　　家屋　番号　　１５１番の１

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　　１１７．９４平方メートル
　　２階　　４６．８４平方メートル

　　共有者　Ａ　持分８分の１
　　共有者　Ｂ　持分８分の７

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（たつの市龍野町中井１５１番地）
土地	物件　1
現況地目	■宅地（物件１　　）　□公衆用道路（物件　　）　□　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　　■物件配置略図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件　2
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主である建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：階　約㎡ 階　約㎡
物件目録にない附属建物	■ない □ある　┌種　類： 構　造： └床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　　□その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある　┌　　地方裁判所　　支部　平成　　年（　）第　　号 └保管開始日　平成　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　　■物件配置略図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 本件不動産の状況等

1　表札等の表示

本件建物玄関にある郵便受けに亡Ｃの氏名と住所の記載がある。

2　物件１の土地（本件土地）の状況等

(1)　本件土地の状況は、以下に記載の状況のほか関係人の陳述、添付図面及び添付写真のとおり、本件建物の敷地として利用されている。

(2)　土地の周辺に境界標識等は見受けられず隣接地との境界は判然としないが、西側の境界と思われる付近には一部ブロック塀が設置されている。北側は亡Ｄ名義の山林（地番１６１番４）が隣接しているところ、一部山林部分を削って取り込んでいる可能性がある。また、土地の南東側の形状が公図、建物図面と相違しているが、関係人の陳述、地元自治会における古地図の調査から、土地の形状はおよそ物件配置略図のとおりと思われる。

地積及び周辺隣接地との境界については、隣接土地所有者の立会の下、専門家による測量等により確定する必要がある。

(3)　本件建物の南西側はブロック塀で囲われた庭となっているが、公図、建物図面からすると亡Ｄ名義の地番１５２番４の目的外土地である。

3　物件２の建物（本件建物）の状況等

(1)　本件建物の状況は、以下に記載の状況のほか関係人の陳述、添付図面及び添付写真のとおりである。

(2)　立入調査を行ったところ、添付写真のとおり室内には家財道具が認められたが、ライフラインは停止され、長期間居住者のない状況と認めた。

占有状況としては、近隣居住者の陳述及び上記の状況から２枚目記載のとおりで、Ａ、Ｂが動産を残置した空き家の状態で占有しているものと認めた。その他に第三者による占有を示すものは認められなかった。

(3)　建物の状態は、１階床の間、広縁、２階全体に雨漏りがあるほか、床の沈み込みがあり、保守管理状態は悪いものと認めた。

(4)　２階階段横に１階東側の屋根裏を利用した収納が存在するが、その利用状況は屋根裏を利用した物置であり、床面積には加えないものとした。

4　本件土地には、本件土地を所在地とする家屋番号１６番の建物登記が存在する（所有者：Ｄ）が、同建物は存在しないものと思われる。

5　Ａからの回答要旨

(1)　本件建物の実状は全く知らない

(2)　本件土地に関するトラブルなどは知らない

(3)　本件土地の形状が公図や建物図面と違い、東側の地番１４３番の土地を取り込んでいるかどうか知らない。

Ｂからの回答要旨

Ｂに対し、本件不動産について占有関係、物件状況等に関する照会書を送付したが、同人から期限までに回答がなく、また本報告書提出までに何らの連絡もなかった。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等（要旨）
■Ｅ（浄蓮寺代表者）	１　本件建物は、現在空き家です。 ２　本件土地の形状が公図や本件建物の建物図面の形状と違っており、本件土地が地番１４３番の浄蓮寺の土地を取り込んでいるのではないかとのことですが、お寺の土地は本件土地や南側の地番１５０番の土地より数メートル高くなっているので、本件土地がお寺の土地を取り込んでいることはないと思います。 ３　本件土地は昔から現在の土地の形で亡Ｃさん、亡Ｄさんが使われていたので、亡Ｃさん、亡Ｄさんの土地だと思います。 ４　現在、本件建物の東側に溝がありますが、昔は南側の東西の道路から本件建物の東側を通って裏の山へ続く里道がありました。 ５　地元の自治会には古い地図があり、土地の形状の参考になると思います。
■近隣居住者	１　本件土地は昔から現在の土地の形で亡Ｃさん、亡Ｄさんが使われていたので、亡Ｃさん、亡Ｄさんの土地だと思います。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調　査　の　経　過

調　査　の　日　時	調　査　の　場　所　等	調　査　の　方　法　等
7年3月26日（水） 11：14－11：16 14：50－14：55	神戸地方法務局 龍野支局	公図等閲覧、登記事項証明書交付申請 同　受領
7年3月26日（水） 15：20－15：46	物件所在地	物件確認・物件調査、写真撮影
7年4月8日（火） 9：42－10：28	物件所在地	物件調査、立入調査、写真撮影、評価人と同行
7年4月9日（水）	郵便照会	A、Bに対し物件状況等照会書送付
7年4月11日（金） 13：00－14：15	物件所在地	E、近隣居住者に面談、地元自治会において古地図閲覧
7年月日（） ：－：		
7年月日（） ：－：		

（特記事項）

□　令和　7年　　月　　日
　本日まで居住者からの連絡はなく、目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

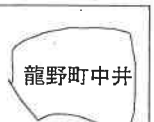
■　令和　7年　4月　8日
　目的物件は施錠されていたので、立会人　F　を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　7年　　月　　日
　休日・夜間執行許可の提示をした。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



地番区域見出



請求部分	所在	たつの市龍野町中井字西垣内			地番	151番			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)			補記事項			

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

請求番号：7-1
(1/1)

(6 枚目)

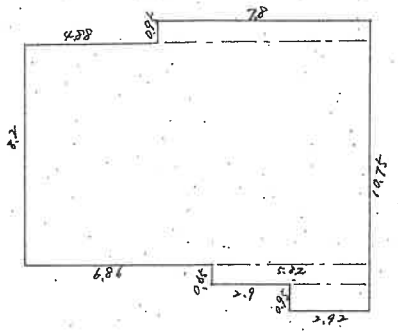
公用

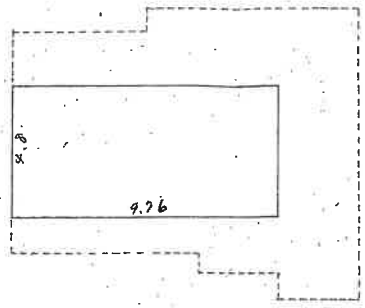
公用

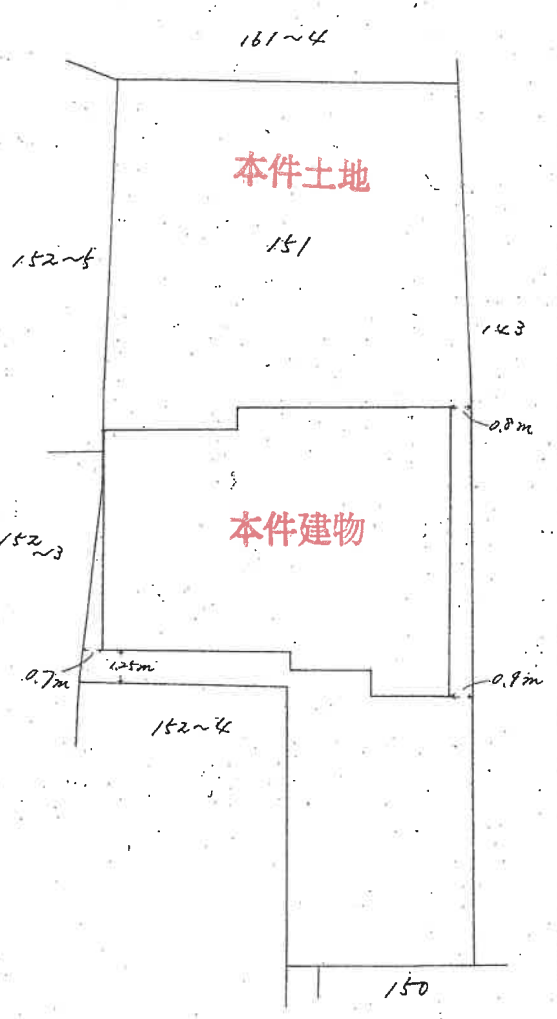
登記年月日：昭和45年3月26日

建物図面
各階平面図

家屋番号	151～1
建物の所在	龍野市龍野町中井字西垣内151番地 たつの市







1階床面積

7.8	×	0.95	=	7.410
12.68	×	8.2	=	103.976
5.82	×	0.65	=	3.7830
2.92	×	0.98	=	2.7740
				117.9430

117.94 m²

2階床面積

9.76 × 4.80 = 46.8480 152～3

46.84 m²

作製年月日	昭和45年3月18日
作製者	[redacted]
申請人	[redacted]

ヤマト印刷納

縮尺 1/200 1/200

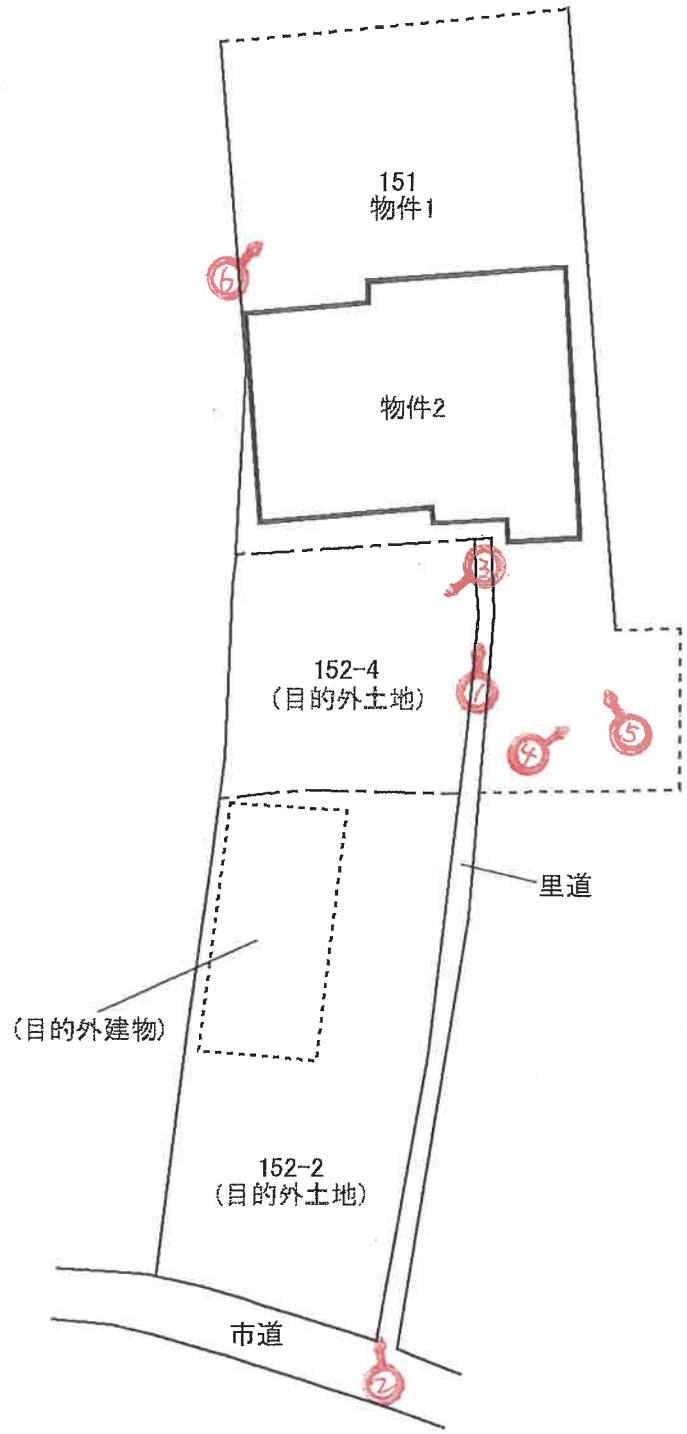
354402

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

（17枚目）

請求番号：7-2

物件配置略図

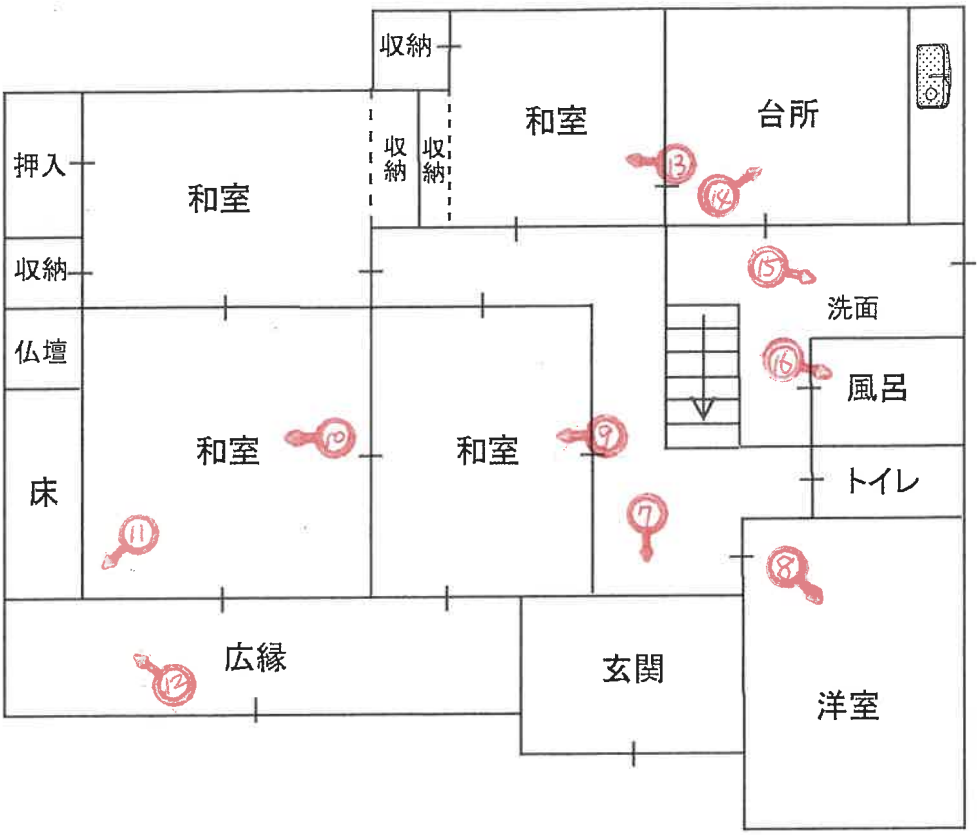


令和７年(ケ)第10002号

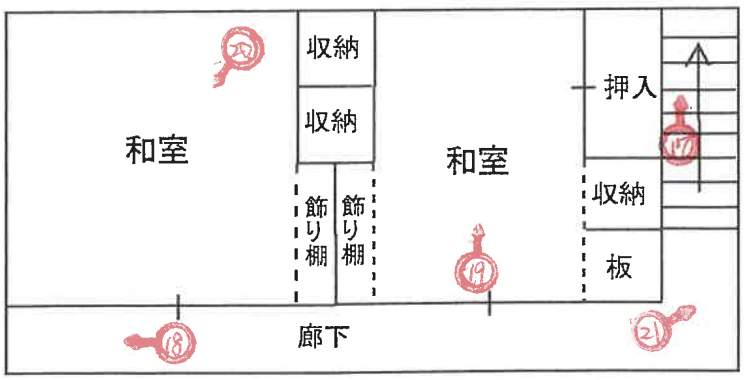
（←○は写真撮影位置および方向）

建物間取図

（1F）



（2F）



令和７年(ケ)第10002号

（←○は写真撮影位置および方向）

写真 ①



写真 ②



写真 ③



写真 ④



写真 ⑤



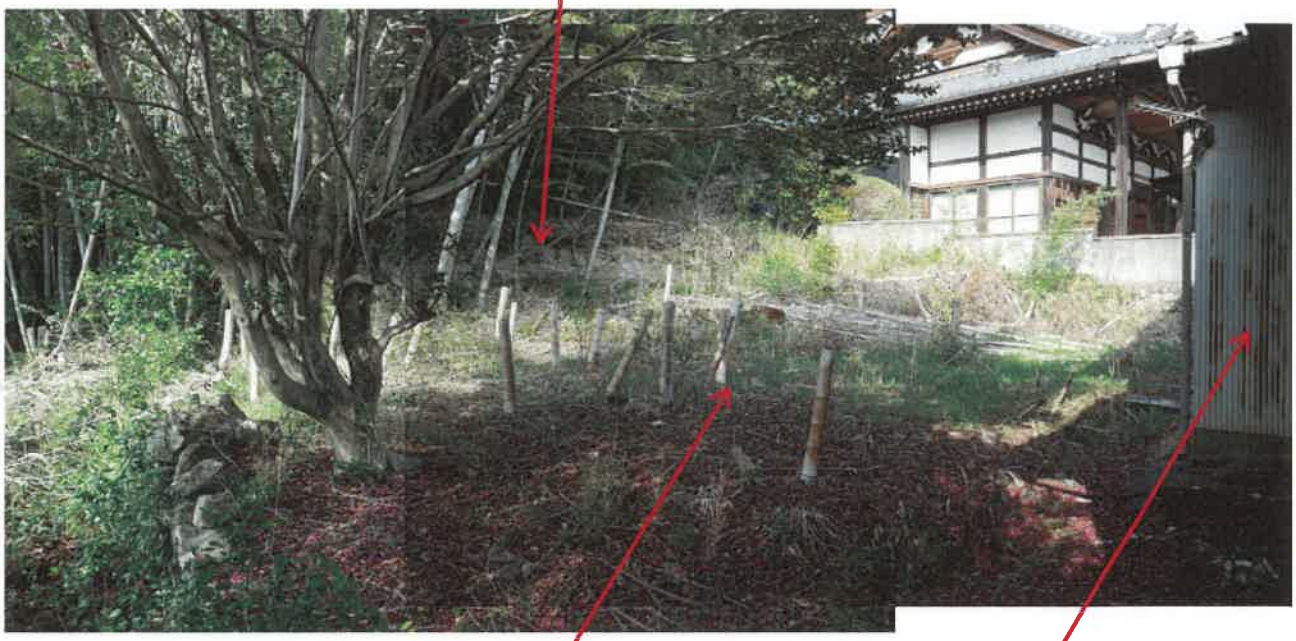
本件建物

本件土地
公図、建物図面と
形状が相違する部分

里道

地番161番4と思われる土地

写真 ⑥



本件土地

本件建物

写真 ⑦



写真 ⑧



写真 ⑨





写真 ⑩

雨漏り箇所

写真 ⑪



雨漏り箇所

写真 ⑫





写真 ⑬



写真 ⑭

写真 ⑮



写真 ⑯



雨漏り箇所

写真 ⑰



雨漏り箇所

写真 ⑱





写真 ⑲

雨漏り箇所



写真 ⑳

雨漏り箇所



写真 ㉑

2階屋根裏収納

令和 7 年 （ケ） 第 10002 号
令和 7 年 4 月 8 日 現地調査
令和 7 年 4 月 30 日 評　　価

神戸地方裁判所
姫路支部　御中

評　　価　　書

評価人　　不動産鑑定士

一色 かつみ

第１　評価額

一　括　価　格	
金2,170,000円	
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金1,070,000円
物件２（建物）	金1,100,000円

１　一括価格は、物件１・２の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件１の内訳価格は物件２のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件２の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	下記特記事項のとおり
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	
	特記事項		
	物件１は、目的外土地（１５２番４、１５２番２の一部：登記簿上の所有者亡Ｄ）と一体画地を構成し、物件２の敷地となっている。公図や建物図面と土地の形状が異なるが、自治会が保有する古地図等によると現況と同様の形状・土地数量であったと思われる。また現地で概測したところ、面積は概ね公簿数量と同等であった。なお、法務局備付けの地積測量図は無く、境界杭等も見られないため、周囲土地との境界・範囲等は判然としない。		

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等　（物件１）

位置・交通	ＪＲ線　本竜野駅の北東方　約1.9ｋｍ（道路距離） （附属資料位置図参照）	
付近の状況	狭隘な道路が錯綜する、旧来からの戸建住宅地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 指定なし 60％ 200％ 防火指定なし 特別指定区域「地縁者の住宅区域」
画地条件	規模　304.13　㎡の　やや不整形地	
接面道路の状況	南側　約2～3m里道　（建築基準法上、未判定） ※上記里道を介して、南方で幅員3.5m程度の市道に接続する。	
土地の利用状況等	物件１は物件２建物の敷地	
供給処理施設	上水道　あり ガス配管　なし 下水道　あり （注）供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土壌汚染等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特記事項	・自治会が保有する地図等によると、南里道は物件１の東側を通り、北方の山側に続いている。現況は水路のあたりと推定される。なお物件１単独では、建築基準法上の接道義務を満たさない可能性がある。 ・市街化調整区域につき、継続使用の可否、再建築の可否等は、関係機関との協議を要する。	

2　　建物の概況及び利用状況等　　（物件２）

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）　　昭和45年3月18日 新築 経過年数　　55 年程度 経済的残存耐用年数　　― 年程度 ※目的建物は経済的耐用年数をほぼ満了している。
仕　　様	構　造　：　木造 屋　根　：　瓦葺 外　壁　：　鋼板貼り・モルタル・タイル等 内　壁　：　センイ壁・合板等 天　井　：　石膏ボード・合板等 床　　：　タタミ・板等 設　備　：　特にない その他　：　―
床面積（現況）	目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途：　居宅 間取り：附属資料建物間取図のとおり
品　　等	やや劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特記事項	・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・１階、２階ともに雨漏り痕がある。また２階の天井の抜け落ち、各階床の沈み込みが確認できる。 ・住宅設備等については、正常に機能するか否か不明である。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

(1)　建付地価格（物件１）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番　号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地　積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格（円） ア×イ×ウ×エ
1	16,000	0.70	304.13	0.80	2,730,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示　（たつの－１０）

公示価格等(円/㎡) 時点修正　標準化補正　地域格差　標準画地価格(円/㎡)

15,800 × 99/100 × 100/100 × 100/98 ≒ 16,000

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：不要（1.00）

◇地域格差：　街路条件　接近条件　環境条件　行政条件　格差率

100/109 × 100/95 × 100/95 × 100/100 ≒ 100/98

イ 個別格差：形状、間口狭小等（0.70）

ウ 地　積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2)　建物価格（物件２）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番　号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格（円） ア×イ×ウ
2	140,000	164.78	0.05	1,150,000

ウ 現価率

対象建物は既に経済的耐用年数を満了しており、その経済価値は残価率(5%)程度と判定される。

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1)　土地利用権等価格

番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	2,730,000	0.30	法定地上権	820,000

(2)　内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格（円） ア	土地利用権等価格の控除及び加算（円） イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額（円） (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,730,000	-820,000		0.80	0.70	1,070,000
2	1,150,000	+820,000	1.00	0.80	0.70	1,100,000
一括価格（合計）						2,170,000

ウ 占有減価修正：　必要なし

エ 市場性修正：　需要の弱い市街化調整区域の在来集落内に存することを考慮した。

オ 競売市場修正：　評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

１　地価公示価格等　（たつの－１０）

所　　在　：　たつの市揖西町新宮字カケウシ１０３９番４
価　　格　：　15,800円/㎡
位　　置　：　ＪＲ線「本竜野」駅より道路距離4.9ｋｍ
価格時点　：　令和７年１月１日
地　　積　：　225㎡
供給処理施設　：　水道、下水
接面街路　：　東側幅員7.5m市道に接面
用途指定等　：　市街化調整区域（建ぺい率60%，容積率200%）
地域の概要　：　戸建住宅が散在する県道背後の住宅地域

２　固定資産税評価額（令和6年度）

物件１：　4,145,900円
物件２：　1,273,300円

第７　附属資料

１　対象不動産及び地価公示地等の位置図
２　公図写
３　建物図面・各階平面図写
４　物件配置略図
５　建物間取図
６　現況写真

以　上

令和　７年（ケ）第１０００２号

物　件　目　録

１　所　　在　　たつの市龍野町中井字西垣内

　　地　　番　　１５１番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３０４．１３平方メートル

　　共有者　Ａ　持分８分の１
　　共有者　Ｂ　持分８分の７

２　所　　在　　たつの市龍野町中井字西垣内１５１番地

　　家屋　番号　　１５１番の１

　　種　　類　　居宅

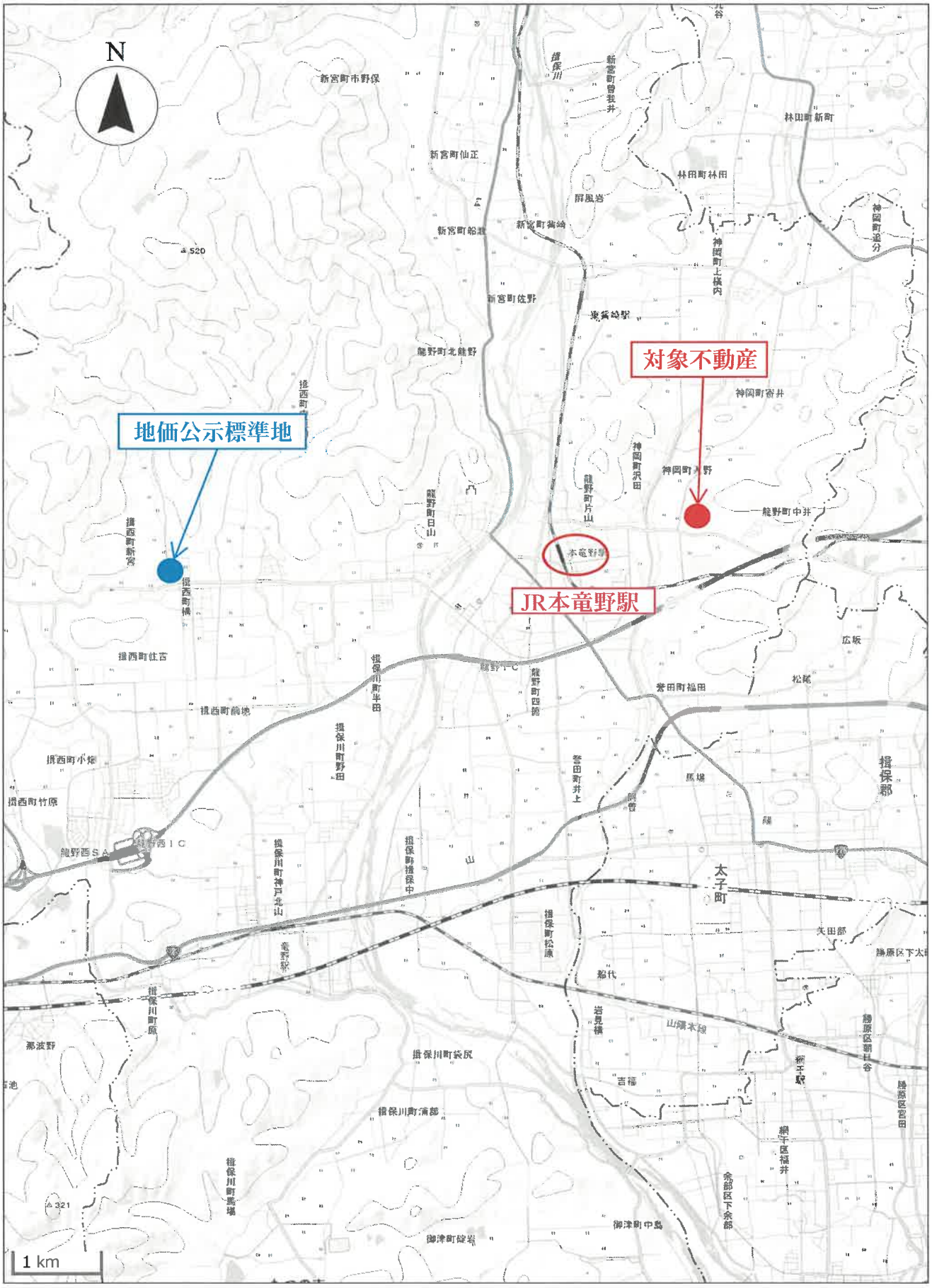
　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　　１１７．９４平方メートル
　　２階　　４６．８４平方メートル

　　共有者　Ａ　持分８分の１
　　共有者　Ｂ　持分８分の７

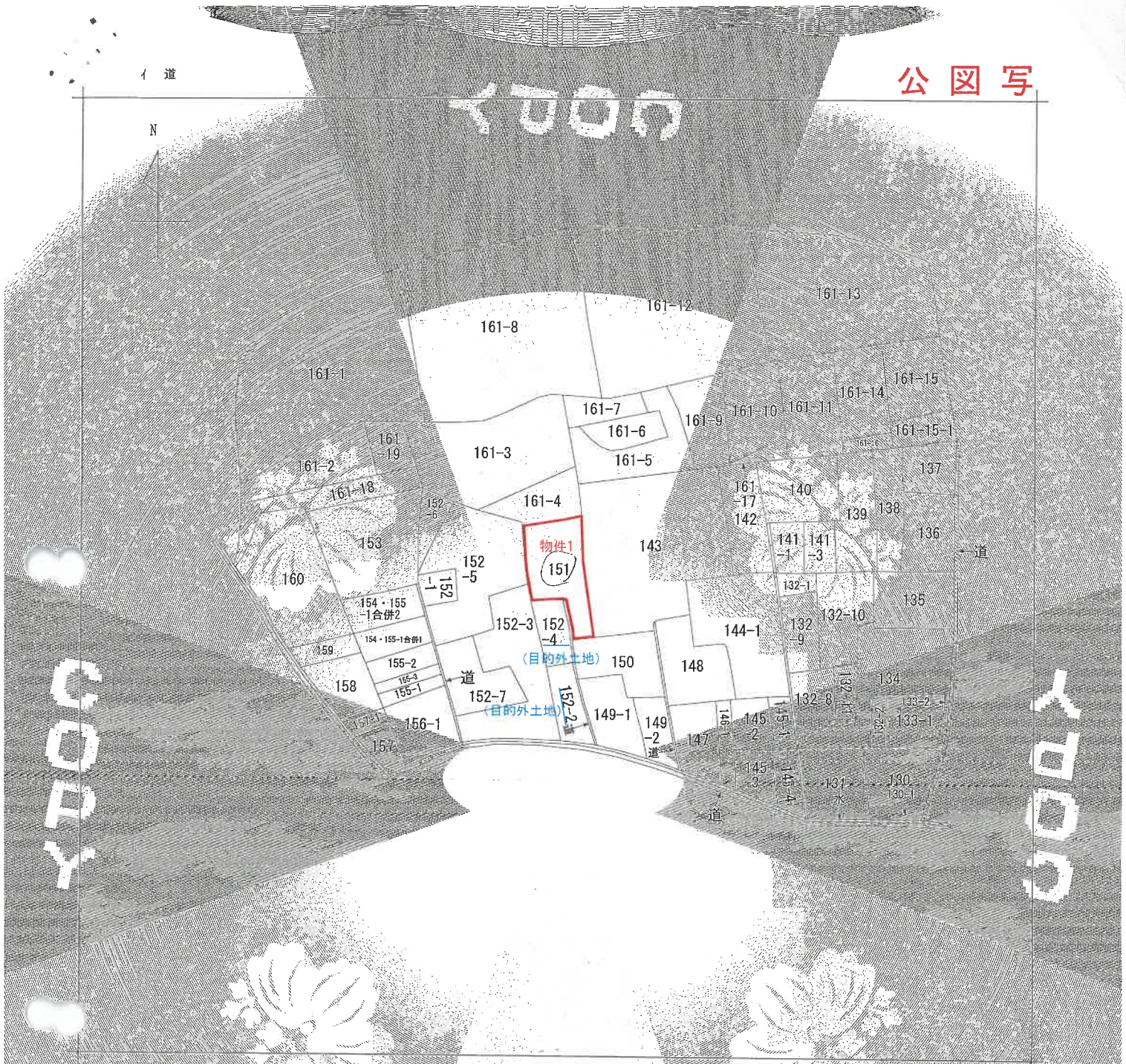
地理院地図
GSI Maps

位置図



＊国土地理院地図データを基に加筆・作成した。

公図写



（注）地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出	龍野町中井								
請求部分	所在	たつの市龍野町中井字西垣内				地番	151番		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日（原図）				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

（神戸地方法務局龍野支局管轄）

令和5年6月30日

神戸地方法務局

登記官 [redacted]

A3版をA4版に縮小

請求番号：12-1

(1/1)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（神戸地方法務局龍野支局管轄）
令和5年6月30日　神戸地方法務局
登記官
[redacted]

登記年月日：昭和45年3月26日

建物図面
各階平面図

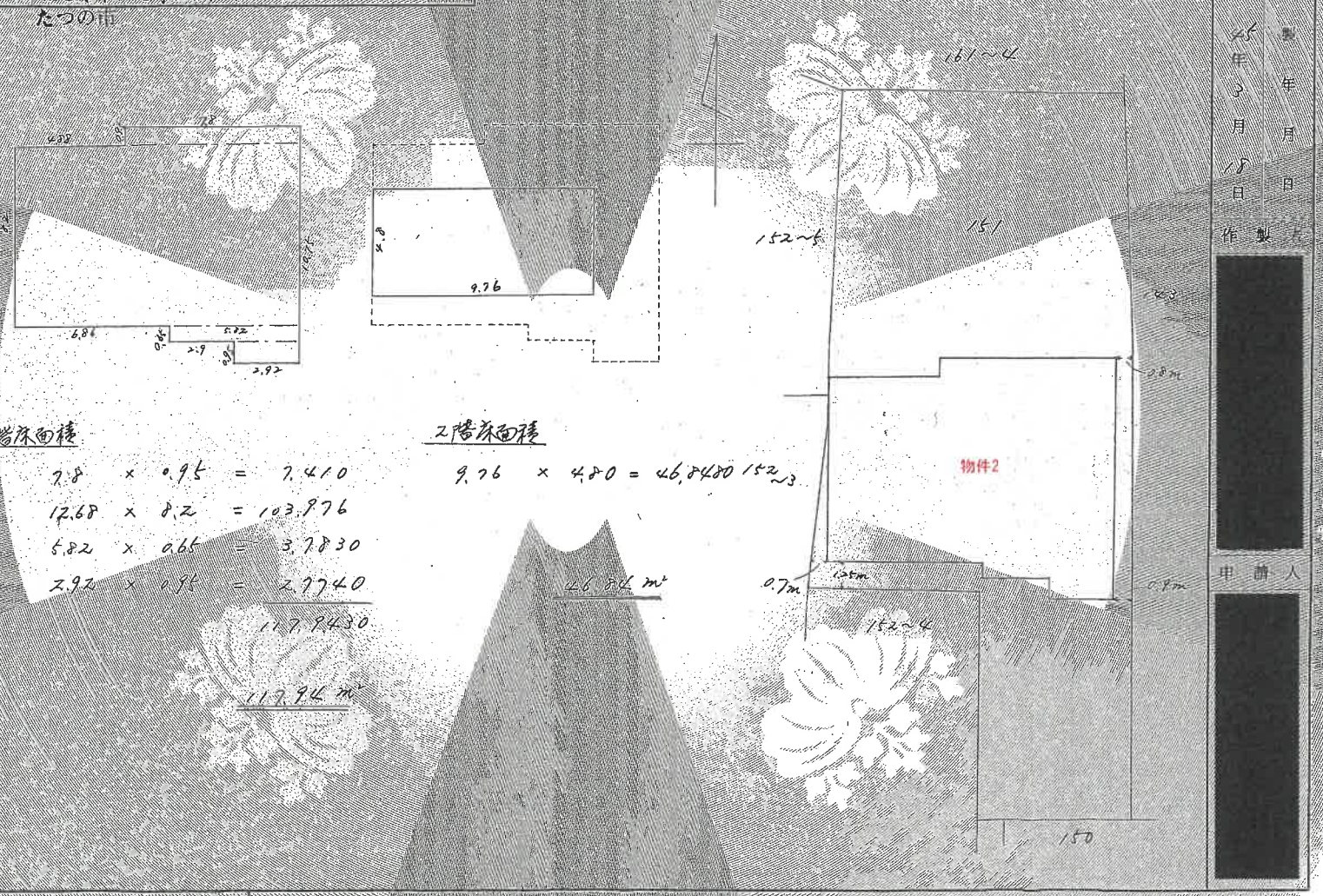
家屋番号	151～1
建物の所在	龍野市龍野町中井字西垣内151番地 たつの市

5.45.3.26

昭和45年3月18日作製

作製年月日

申請人 [redacted]



1階床面積

7.8	× 0.95	=	7.410
12.68	× 8.2	=	103.976
5.82	× 0.65	=	3.7830
2.92	× 1.75	=	2.7740
			117.9430

117.94 m²

2階床面積

9.76 × 4.80 = 46.8480 152～3

46.84 m²

縮尺	1/300	1/200

ヤマト印刷納

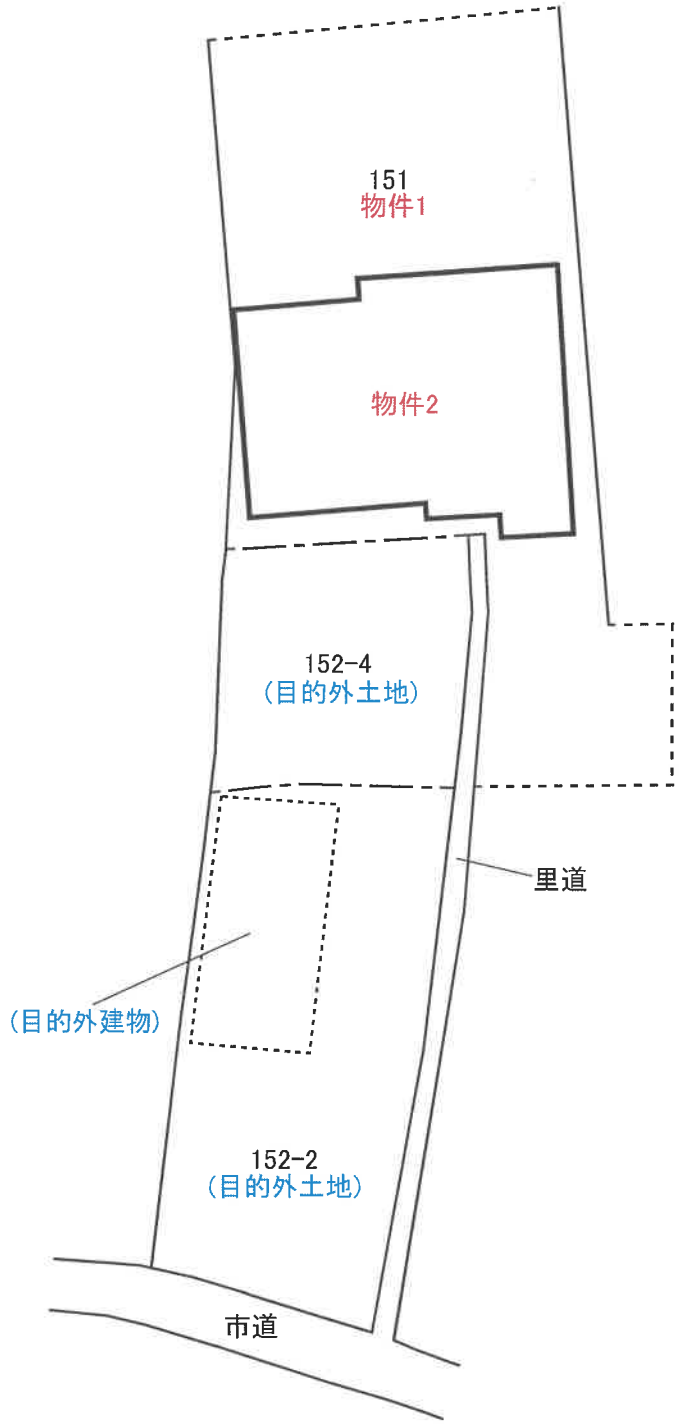
354402

COPY
COPY
COPY
COPY

請求番号：12-2

A3版をA4版に縮小

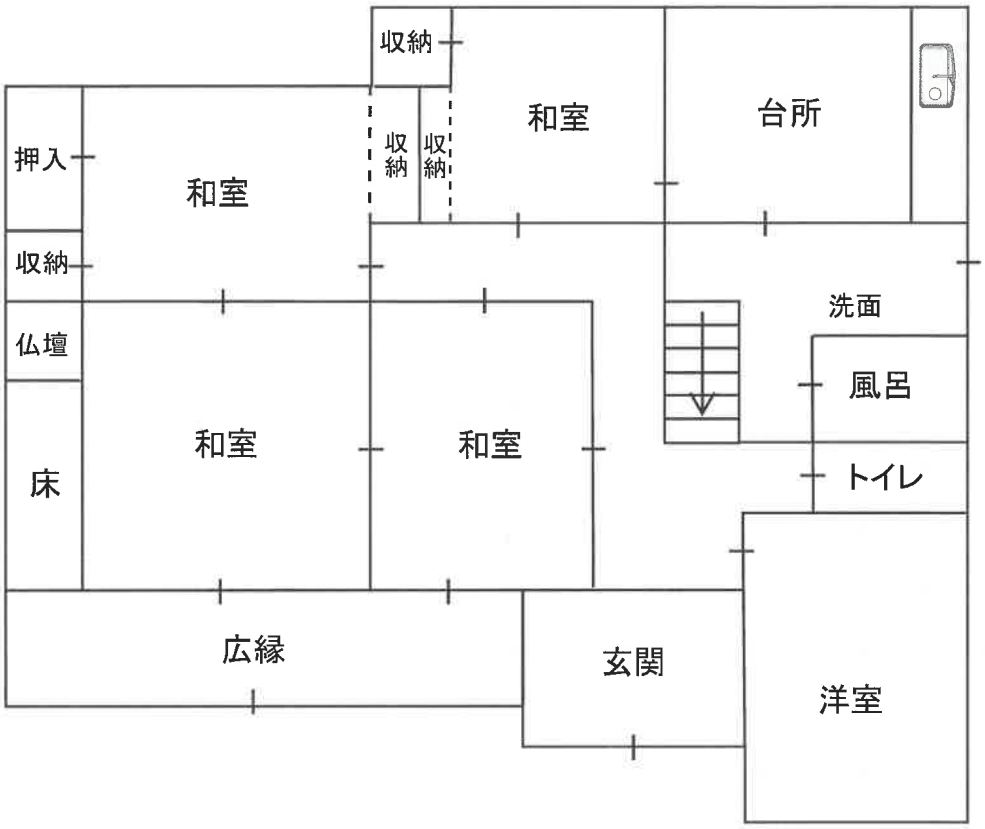
物件配置略図



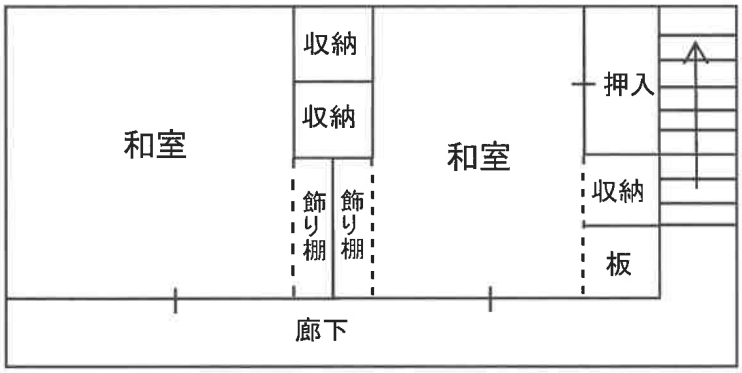
令和７年(ケ)第10002号

建物間取図

（1F）



（2F）



令和７年(ケ)第10002号

現況写真

物件２



物件２

